

## 特記仕様書 [設計業務編]

- 1 本特記仕様書は、平和大通り公園（仮称）測量及び実施設計業務（5-1）のうち設計業務に適用する。
- 2 業務内容について  
当該設計業務は、平和大通り公園（仮称）の整備に当たって、以下のとおり本市が整備する区域の実設計を行うものである。
  - (1) 平和大通り公園（仮称）整備設計  
本業務は、次の事項により行うものとする。
    - ア 現地調査
    - イ 与条件の整理等
    - ウ 実施設計の検討（平和大橋から緑大橋の区間を除く）
    - エ 実施設計図の作成（平和大橋から緑大橋の区間を除く）
    - オ 数量計算（平和大橋から緑大橋の区間を除く）
    - カ 概算工事費の算出（平和大橋から緑大橋の区間を除く）
    - キ 実施設計説明書の作成（平和大橋から緑大橋の区間を除く）
    - ク 工区分け・工程表の検討及び仮設計画図の作成（平和大橋から緑大橋の区間を除く）
    - ケ 照査なお、既存施設については、整備の方針に応じて改修や撤去、残置等の方針を設定し、撤去施設については、撤去関係図及び数量計算書を作成する。
  - (2) 仕様書作成及び工期の算定  
工事を実施するに当たり、図面を補完するために必要な事項を仕様書としてまとめる。また、工事の実施に要する期間を算定する。  
なお、工事は2工区程度の分割を想定している。
  - (3) 地元等関係機関協議資料及び広島市都市デザインアドバイザー会議用資料の作成等  
本業務において計画した内容について、地元等関係機関（既存開催イベント主催者等）と協議するための資料、景観法に基づく届出等に係る事前協議及び広島市都市デザインアドバイザー会議用資料の作成を行う。また、協議によって資料内容の説明に同席を求める場合がある。  
なお、地元関係機関との協議は3機関を、関係機関との協議は1機関を、広島市都市デザインアドバイザー会議は2回を想定している。
  - (4) 本業務については、引込等について事前に関係機関（電力会社、通信会社、上下水道局等）と協議の上、実施すること。
- 3 構造形式について  
広島市の「土木工事設計標準図」を基本とし、これにより難しい場合及びこれに記載の無いものについては、本市調査職員と協議の上決定すること。
- 4 数量の算出について
  - (1) 設計における各種数量の計算等に当たっては、「土木工事数量算出要領（広島市）」を適用し、本市調査職員と協議の上決定すること。
  - (2) 工事数量の集計については、新土木工事積算体系の工事工種体系に沿った様式とし、「土木工事数量集計表様式（案）（国土交通省）」により作成すること。  
数量集計表は、本市調査職員の指示するファイル形式で作成し、電子データを指示された電子媒体で提出するものとする。
- 5 設計条件について  
平和大通り公園（仮称）整備設計における設計条件は次のとおりとする。
  - (1) 設計延長 L=2.7km
  - (2) 種別 特殊公園（風致公園）
  - (3) 地形 平地
  - (4) 電気設備 配置計画、配電計画、照明制御盤や外灯等の設計、電気平面図の

- 作成、引込ルート
- (5) 機械設備 散水栓の配置計画、給水管の設計、給水平面図の作成、汚水排水管の設計、汚水排水平面図の作成、衛生器具の配置計画及び選定
- (6) その他 実施設計の検討に際しては、「平和大通りの利活用の推進に係るワークショップその他業務」における整備イメージ図（平面図、標準断面図、イメージパース、全体整備イメージ図）に基づき行うこと。また、樹木の根上がりが生じている箇所があるため、園路整備に必要な対応策を検討し、設計に反映させること。別紙「平和大通り樹木管理の基本的な考え方」や本市が実施した生育環境の現況調査結果を踏まえ、本市調査職員及び関係課と協議し、樹木に配慮した計画とすること。

## 6 新技術・新工法の活用について

- (1) 本業務において、工法等を選定する際には、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、新技術・新工法と従来工法の比較検討を行うこと。
- (2) 新技術・新工法の採用の検討にあたっては、「広島市公共工事新技術・新工法活用実施要領」に基づき評価することとし、その成果を定められた様式等で提出すること。

## 7 成果物について

提出する成果物は、次のとおりとする。

なお、下記の成果物は標準的なものであり、本市調査職員との協議により内容の変更や提出の省略をすることもできる提出する成果物は、次のとおりとする。

- (1) 位置図 縮尺 1/5,000～1/10,000
- (2) 平面図 縮尺 1/250～1/500
- (3) 縦断面図 縮尺 縦 1/50～1/100 横 1/200～1/500
- (4) 標準横断面図 縮尺 1/20～1/50
- (5) 横断面図 縮尺 1/50～1/100
- (6) 詳細図 縮尺 適宜
- (7) 構造図 縮尺 適宜
- (8) 仮設工詳細図 縮尺 適宜
- (9) 排水系統図 縮尺 適宜
- (10) 流量計算書
- (11) 構造計算書
- (12) 数量計算書
- (13) 占用申請図書
- (14) 新技術活用事前評価票及び新技術・新工法検討書
- (15) コスト縮減提案書
- (16) 関係機関協議資料
- (17) 報告書
- (18) その他調査職員が指示するもの

## 8 成果物の部分引渡しについて

鶴見橋西詰～田中町交差点の区間から順次工事発注することとしているため、提出すべき成果物のうち、当該区間に係る成果物については、部分引渡しを行うものとする。なお、部分引渡しの期限については、業務の進捗状況などを踏まえ、本市調査職員が指示するものとする。